

向山洋一教育賞 選考規則

日本教育技術学会

1. 向山洋一教育賞 設立趣旨

「向山洋一教育賞」は、教育技術の開発、普及、発展と後進の育成のために、2022年度から新たに設立された。

向山洋一教育賞には、応募論文による「教育技術賞」「最先端実践賞」「学校づくり・学級経営・児童生徒指導賞」「向山洋一実践・研究賞」の4つの賞がある。また、推薦書や特別な事由による特別賞がある。

当学会では、「向山洋一教育賞 選考規則」を制定して、同賞の運営と選考にあたる。

2. 向山洋一教育賞 選考規則

(目的)

第1条 この規則は、日本教育技術学会(以下「本会」という)が行う、向山洋一教育賞の選考の方法等に関する事項について定める。

(向山洋一教育賞の種類)

第2条 応募論文による向山洋一教育賞として、以下4つの賞を設ける。()内のように副賞を設ける。

I 教育技術賞 (20万円)

すべての応募論文の中から、最も優れた実践及び研究を選考する。

II 最先端実践賞 (10万円)

最先端課題に取り組んだ応募論文の中から、最も優れた実践及び研究を選考する。

III 学校づくり・学級経営・児童生徒指導賞 (10万円)

誰一人の例外もなく、どの児童生徒も大切にされる学校づくり、学級経営、または児童生徒指導に取り組んだ応募論文の中から、最も優れた実践及び研究を選考する。

IV 向山洋一実践・研究賞 (10万円)

向山洋一氏の実践群を深く研究、検証し、発展させた応募論文の中から、最も優れた実践、研究及び諸活動を選考する。

また、推薦書や特別な事由による特別賞を設け、副賞を10万円とする(この5つを「本賞」という)。

(選考委員会、選考事務局)

第3条 本賞の告知、募集、選考及び表彰にあたり、選考委員会及び選考事務局を設置する。

- 1 選考委員会は、本賞の選考を行う。選考委員会は、日本教育技術学会理事より会長及び若干名、外部の有識者若干名で構成される。
- 2 本賞の告知及び募集等にあたり、選考事務局を設置する。選考事務局員は、日本教育技術学会の会員5名程度で構成される。
- 3 選考委員、選考事務局員は、会長による指名により選出する。
- 4 選考委員及び選考事務局員の任期は4月から翌年3月までの1年とする。再任は妨げない。

(応募者、推薦者)

第4条 本賞への応募論文の著者を応募者、推薦書の著者を推薦者とよぶ。応募者や推薦者は、本賞の授賞年度における、本会個人会員、団体会員または賛助会員とする。なお、推薦書における被推薦者は、この限りではない。

- 1 応募は、1人または1グループで各年度1編に限る。
- 2 向山洋一教育賞選考委員は、応募者または推薦者、被推薦者となることはできない。
- 3 向山洋一教育賞選考事務局員が、応募者または推薦者、被推薦者となる場合は、当該論文や当該推薦書の選考過程に関与することはできない。
- 4 推薦者は、事前に被推薦者へ応募の許諾を得ることとする。

(募集)

第5条 本賞への募集は、本会ホームページ等により行う。

(応募論文、推薦書の評価基準)

第6条 応募論文および推薦書は、応募要項および推薦要項に基づくものとし、評価基準をもとに選考を行う。

- 1 応募論文における評価基準は以下のとおりとする。詳細は、選考委員会で別途定める。
 - (1) 問題提起・有用性 学校現場における今日的な教育課題に対する骨太の問題提起、実践及び方法が示されているか。
 - (2) 先駆性 最先端課題に対する実践及び方法が示されているか。
 - (3) 学校づくり・学級経営・児童生徒指導 誰一人の例外もなく、どの児童生徒も大切にされている実践及び方法であるか。
 - (4) 向山洋一実践の継承 向山洋一氏の実践群を深く研究、検証し、さらに発展させているか。
- 2 評価基準は、選考委員会内部で検討し、必要に応じて変更できる。
- 3 推薦書においては、選考委員の協議により受賞を決定する。

(審査方法)

第7条 審査方法は以下のとおりとする。

- 1 第6条第1項に基づき、項目ごとにすぐれた論文を選出する。(1次審査)
- 2 1次審査を通過した論文について総合的な討議を行い、各賞の候補を決定する。(2次審査)
- 3 各賞は、日本教育技術学会理事会で承認された後、ホームページで発表される。
- 4 受賞件数は、各賞ごとに毎年1名を基本とする。ただし、該当者がいない場合は、この限りではない。
- 5 賞の発表後であっても、第4条や不正行為防止のガイドラインを満たしていないことが新たに判明した場合は、入賞を取り消すことができる。

(受賞者の表彰)

第8条 受賞者の表彰は日本教育技術学会において行い、副賞を授与する。推薦書の場合、副賞は被推薦者に授与する。

(秘密の保持)

第9条 選考委員会、理事会及び事務局の構成員は、申請内容及び議場での審議及び選考等に関する情報を、第三者に漏らしてはならない。また、それらの情報を、本賞の選考以外の目的で使用してはならない。

- 1 選考委員、理事会及び事務局の構成員は、審査終了後はそれらを選考委員会へ返却し保管する。

(賞の英文名)

第10条 本賞の英文名は、“Mukoyama Yoichi Education Award for (受賞西暦年度)”とする。なお、各賞の英文名を以下とする。

- I 教育技術賞 “Educational Skills Award”
- II 最先端実践賞 “Advanced Practice Award”
- III 学校づくり・学級経営・児童生徒指導賞
“School Development / Class Management / Student Guidance Award”
- IV 向山洋一実践・研究賞 “Mukoyama Yoichi Practice and Research Award”
特別賞 “Special Award”

(改 廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の発議により会長が決定する。

(2026年1月31日 理事会)

附記

2021年12月12日 日本教育技術学会理事会にて承認

2022年5月27日 理事会にて追加、改定

2022年11月2日 理事会にて追加、改定

2023年2月28日 理事会にて追加、改定

2025年3月31日 理事会にて追加、改定

2026年1月31日 理事会にて追加、改定